

次期八戸市総合計画策定プロモーション支援業務委託 要求水準書

1. 業務委託について

(1) 名称

次期八戸市総合計画策定プロモーション支援業務

(2) 本プロモーションの目的

総合計画策定にあたり、策定過程に市民の参画を促し、動画を用いたプロモーションを行うことで、総合計画を市民と共に作り、その内容について共有することを目的とする。

(3) 業務委託の内容

①市民参画に関する取組

八戸市が策定する「次期八戸市総合計画」において、市民ワークショップやグループヒアリング等により、市民の声を集め、総合計画に反映させる取組である「市民参画」をより効果的に行うこと。

②プロモーション動画に関する素材収集

市の紹介や、「次期八戸市総合計画」における市の目指す姿及び策定過程のワークショップの様子などを「次期八戸市総合計画」のプロモーション動画として令和8年度に作成予定であり、そのための素材収集を行うこと。

なお、動画の編集は令和8年度に業務委託予定である。

2. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）

3. 提案上限額

2, 4 6 4, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税含む）

4. 業務内容

(1) 市民ワークショップの運営

「10年後になっいてほしい八戸市（仮案）」というテーマで、市民ワークショップを行い、市民の声をまとめるもの。

①主な業務内容

- ・運営に必要な司会・ファシリテーター等の設置
- ・当日の会場設営
- ・当日の運営、進行
- ・当日の運営に必要な備品・機材の調達
- ・当日の記録及び議論内容の整理（要旨まとめ、会議録の作成）

- ②開催時期 10月～1月頃（予定）
- ③開催回数 3回（予定）
- ④会場 市が指定する（ホテルや市役所内の大会議室を想定）
- ⑤対象 18歳以上の市民1回、大学生1回、高校生1回（それぞれ予定）
※1回あたり30人程度を想定
- ⑥備考
 - ・募集・周知は市が行う。
 - ・会場確保は市が行う。
 - ・会場代は市が負担する。
 - ・当日の資料は市と受託者で協働作成する。

（２）グループヒアリングの運営

今後想定される市内外の動きについて、専門家等に意見を伺うもの。

※第7次八戸市総合計画 P38～50（2040年頃までの展望）の分野等を想定。

①主な業務内容

- ・運営に必要な司会・ファシリテーター等の設置
- ・当日の会場設営
- ・当日の運営、進行
- ・当日の運営に必要な備品・機材の調達
- ・開催の日程調整
- ・当日の記録及び議論内容の整理（要旨まとめ、会議録の作成）

②開催時期 11月～3月頃（予定）

③開催回数 最大6回（予定）

④会場 グループヒアリング先や市と調整。 （公会堂会議室や市役所内の会議室を想定）

⑤対象 グループヒアリング先は市が決定する。

⑥備考

- ・会場確保は市が行う。
- ・会場代については市が負担する。
- ・当日資料は市と受託者で協働作成する。

（３）市民ワークショップに未参加の方でも総合計画策定に参加できる取組の提案

上記（１）、（２）のほか、申込者側で実施できる市民参画に関する取組を提案すること。また、市と協働して行う提案の場合は、申込者側と市の役割分担及び費用負担を明記すること。

例：①八戸ポータルミュージアム等、公共施設に特設コーナーを設置し、八戸市として取り組むべき重要な分野だと思われる部分にシールを貼ってもらう。

②図書館等、公共施設に総合計画に関する歩みなど、特設コーナーを設置する。

③特設サイトを開設し、意見の徴収や投票を行う。 等

(4) プロモーション動画用の素材収集

※内容の方向性は、将来像や策定の過程を紹介するもの。

①主な業務内容

プロモーション動画用の素材収集

※プロモーション動画については、1分short版(SNS用)と1分30秒版の(YouTube、市長講演用)の2種類の作成を想定。

②収集内容

市民ワークショップ、グループヒアリングなど、市民参画の様子は必ず収集するものとし、そのほかプロモーションに必要だと考える素材。撮影にあたり人物が写り込む場合は、肖像権に関する必要な手続きを行うこと。また、撮影許諾等の施設管理者等との調整が必要な場合は、受託事業者が実施すること。

なお、実際の収集内容については、市と協議の上、決定。

③収集時期

市と協議の上決定。

5. 想定スケジュール(案)

時期	内容
6～7月	審査・契約内容協議・契約締結
8月～3月	素材収集
9月～	ワークショップ・グループヒアリング等に関する協議
10月～3月	ワークショップ・グループヒアリング等実施
2月～	次年度に関する協議(必要に応じて)

※原則、市のスケジュールに応じて、柔軟に対応していただくことを想定している。

6. 成果物の提出について

(1) 提出物

①ワークショップ及びグループヒアリングについて

実施ごとに実施報告書(A4様式任意)を2部作成し、提出すること。なお、報告書の内容は別途市と協議の上、決定。

②市民ワークショップに未参加の方でも総合計画策定に参加できる取組について

別途市と協議の上、決定。

③プロモーション動画用の素材

- ・実施報告書(A4様式任意)2部
- ・電子ファイル一式

(2) 提出期限

別途市と協議の上、決定。

(3) 提出先

八戸市 総合政策部 政策推進課 政策推進グループ

7. 業務の再委託

本業務の全部または主たる部分（本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を第三者に委託または請け負わせることはできないものとする。また、本業務の主たる部分以外の部分について第三者に委託又は請け負わせる場合は、個人情報の取扱いに十分注意し、事前に八戸市の承認を得た上でこれを行うものとする。

8. 留意事項

- ① この要求水準書や提案書を基に、協議の上、契約書における仕様書を作成するものとする。
- ② プロモーション用動画の素材は、令和8年度に動画や写真の編集を行うことを前提にデータを納品することとする。なお、動画に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は、納品をもって受託者から委託者に譲渡されることとし、受託者は委託者に対して動画に関する著作者人格権を行使しない。再委託された場合の再委託先に著作者人格権が帰属する場合も同様とする。